第七十四条第一項において準用する第二十三条第二項	請求書には
	ならない。
	（略）
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	書面の提出
	（略）
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十五条	第二十五条　年金たる給付の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、変更前の氏名を記載した届書に、次の各号に掲げる書類を添えて、基金に提出しなければならない。 一　年金証書

第七十四条第一項において準用する第二十三条第二項	請求に当たつては
	ならない。ただし、連合会が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	書面の提出等
	（略）
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十五条	第二十五条　年金たる給付の受給権者は、その氏名を変更したときは、存続連合会に対し、十日以内に、変更前の氏名を記載した届書を提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

第七十四条第一項において準用する第二十三条第二項第一号	（新設）
	（新設）
	抄本。
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	（新設）
	（略）
	（新設）
第七十四条第一項において準用する第二十五条	（新設）

第七十四条第一項において準用する第二十三条第二項第一号	（新設）
	（新設）
	抄本その他の書類。
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	（新設）
	（略）
	本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）
	（新設）
第七十四条第一項において準用する第二十五条	（新設）